

# 南阿蘇村商工会

## ■村商工会青年部通常 総会の開催

4月13日、村商工会青年部通常総会が久木野山水苑にて開催されました。総会には、部員12人、来賓3人が出席されました。大津青年部長の開会のあいさつ後、産業観光課の倉岡課長よりご祝辞を賜り、総会に華を添えていただきました。

議事では、平成29年度事業報告・収支決算および平成30年度の事業計画案・収支予算案が原案どおり全会一致で承認されました。

総会終了後の懇親会では、吉良村長にもご臨席を賜り、終始なごやかなムードで新年度がスタートしました。

## ■ライブイベントへの出店を行いました！

4月15日に益城町グランメッセ熊本にて開催されたライブイベント「GAMADASE KUMAMOTO 2018」に村商工会青年部が出店しました。

本イベントには、震災を受けた熊本が次なるステップである「復興」に向けてみんなで頑張ってい



こうという力強いメッセージが込められています。

村商工会青年部では、村の名物である、あか牛の串焼き、久木野そばを販売しました。また、西原村、高森町、益城町、御船町、阿蘇市の商工会青年部も出店し、共同ブースとしてわたらせも販売しました。

当日の天候は曇り空が広がり肌寒かったせいか、温かい久木野そばを求める来場者が長蛇の列を作りました。

早朝から準備を行い、日付が変わった夜遅くまで販売を行っていた青年部員は疲労困憊。フランフランなりながらも商品を切り切って村民へ帰ることができました。

## 「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視してください！

【事例】  
「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。内容は、料金が未納となっており、支払先の会社から民事訴訟の訴状が提出され、連絡がない場合は、給料等を差し押さえられるというものだった。全く心当たりがなかったので、ハガキにあった取り下げの相談窓口に電話をした。「総合消費料金とは何か」と尋ねると、窓口は「答えられない。弁護士に相談せよ」と言つた。教えられた弁護士に連絡する

最後まで、お読みいただけましたか？ 隨分、長いやりとりですね。もちろん、すべて真っ赤な嘘です。どうして内容が分からぬ料金でも支払おうとしてしまつのか？ これは、相手方から矢継ぎ早に指示され、冷静に考へる時間と与えられず、上手に誘導されてしまうからです。絶対に、あやしいところに電話してはいけません。お困りの時には、南阿蘇消費者相談室67-2244まで、ご連絡ください。

南阿蘇  
**消費者**  
相談室から  
Vol.61

【お問い合わせ】  
南阿蘇消費者相談室  
TEL(67) 2244  
相談日 火曜・木曜日  
午前10時～午後3時  
旧久木野庁舎  
※巡回相談日を除く